



第5条（受入証券類の不渡り）

- 前3条によって証券類による受入れまたは振込みがなされた場合に、その証券類が不渡りとなった時は、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引落し、本人からの請求がほしいその証券類は受入れた店舗、または振込みを受付けた店舗で返却します。ただし、第4条の場合の不渡証券類は振込みをした第三者に返却するものとし、同条第1項の場合には、本人を通じて返却することもできます。
- 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。

第6条（手形、小切手の金額の取扱い）

手形、小切手を受入れまたは支払う場合には、複製のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取り扱います。

第7条（手形の支払）

- この当座預金からは、显示期間内に支払のため显示された専用約束手形に限って支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。
- 当座勘定の払戻しの場合には、当金庫所定の請求手続きをしてください。

第8条（手形用紙）

- 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。
- 手形用紙の請求があった場合には必要と認められる枚数を交付します。
- 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。

第9条（手数料）

前条の手形用紙の交付を受けるにあたっては、当金庫所定の手数料を支払ってください。

第10条（支払の範囲）

- 显示された手形の金額が当座勘定の支払賃金を超える場合には、当金庫はその支払義務を負いません。

- 手形の金額の一部支払はしません。

第11条（支払の選択）

同日に数通の手形の支払いをする場合にその総額が当座勘定の支払資金を超える時は、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

第12条（印鑑等の届出）

- 当座勘定の取引に使用する印鑑（または署名鑑）は、当金庫所定の用紙を用い、あらかじめ当店に届出てください。
- 代理人により取引をする場合には、本人からその氏名と印鑑（または署名鑑）を前項と同様に届出てください。

第13条（届出事項の変更）

- 手形用紙、印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当店に届出てください。
- 前項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- 第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当金庫からの通知または送付する書類等が延着しましたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第14条（印鑑照合等）

- 手形、請求書、諸届け書類等に使用された印影または署名を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- 手形として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。
- この規定および別に定める約束手形用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。

第15条（振出日、受取人記載漏れの手形）

- 手形を振出す場合には、手形要件をできる限り記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が表示された時は、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。

第16条（自己取引手形等の取扱い）

- 手形行為に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続きを必要とする場合でも、その承認等の有無について調査を行うことなく、支払をすることができます。
- 前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第17条（利息）

当座預金には利息をつけません。

第18条（残高の報告）

当座預金の受払または残高の照合があった場合には、当金庫所定の方法により報告します。

第19条（譲渡、質入れの禁止）

この預金は、譲渡または質入れすることはできません。

（反社会的勢力との取引拒絶）

この当座勘定は、第20条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第20条第2項各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。

第20条（解約）

- この取引は、本人の都合でいつでも解約することができます。ただし、当金庫に対する解約の通知は書面によるものとします。
- 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切であると判断した場合には、当金庫はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じた時は、その損害額を支払ってください。
  - 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」）に該当し、または次のいずれかに該当したことが判明した場合
    - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
    - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
    - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
    - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供給するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
    - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
  - 本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて問う金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- その他前各号に準ずる行為

- 当金庫は、支払資金預入れの再三にわたる遅延、支払の停止その他相互の信頼関係が失われた場合には、いつでもこの取引を解約することができます。

（4）当金庫が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しましたは到達しなかった時は、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

（5）手形交換所の取引停止処分を受けたために、当金庫が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。

（6）手形用紙の交付枚数のいかんにかかわらず、毎年3月と9月の当金庫所定の日においてこの当座勘定の受払が6ヵ月間なかった場合には、取引はその日に終了するものとします。また、その所定の日において交付枚数のすべてが引落されている場合にも、同様とします。

第21条（取引終了後の処置）

- この取引が終了した場合には、その終了前に振出された手形であっても、当金庫はその支払義務を負いません。
- 前項の場合には、未使用の手形用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。

第22条（手形交換所規則による取扱い）

- この取引については、前各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。
- 関係のある手形交換所で災害、事変等のやむを得ない事由により緊急措置がとられている場合には、第7条の第1項にかかわらず、显示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。
- 前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第23条（個人情報センターへの登録）

個人取引の場合において、次の各号の事由が一つでも生じた時は、その事実を銀行協会の運営する個人情報センターに5年間（ただし、下記第3号の事由の場合のみ6ヵ月間）登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。

- 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約された時。
- 手形交換所の取引停止処分を受けた時。
- 手形交換所の不渡報告に掲載された時。

第24条（成年後見人等の届出）

- 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。
- 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第25条（保険事故発生時における預金者からの相殺）

- この預金は、当金庫に預金保険法に定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
  - 相殺通知は書面によるものとします。
  - 複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には当該債務から、または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
  - 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
  - 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- 相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがある時には、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以　上

## 約束手形用法

- この手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定に限り使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。
- 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名捺印に際しては、当店にお届けのご印鑑を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記用具を使用してください。
- 振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。
- （1）金額は所定の金額欄に記入してください。
  - 金額をアラビア数字（算用数字、1，2，3・・・）で記入する時は、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには※、★などの終止符号を印字してください。なお、文字による複製はしないでください。
  - 金額を文字で記入する時は、文字の間をつめ、壱、弐、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。
- 金額を誤記された時は、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正する時は、訂正箇所にお届け印を捺印してください。
- 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分は使用しないでください。
- 手形用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があった時は、当金庫所定の用紙によりただちに届出てください。
- 手形用紙は、当金庫所定の受取書に記名捺印（お届け印）のうえ請求してください。
- 自署によるお取引の場合は、記名捺印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。

以　上

## 為替手形用法

- この手形用紙を用紙のままに他人に譲り渡すことはしないでください。
- 手形のお振出しにあたっては、支払人（引受人）が金融機関と当座勘定取引があることをできるだけ確かめてください。
- 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日などを明確に記入してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記用具を使用してください。
- 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。
- （1）金額は所定の金額欄に記入してください。
  - 金額をアラビア数字（算用数字、1，2，3・・・）で記入する時は、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには※、★などの終止符号を印字してください。なお、文字による複製はしないでください。
  - 金額を文字で記入する時は、文字の間をつめ、壱、弐、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。
- 金額を誤記された時は、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正する時は、訂正箇所にお届け印を捺印してください。
- 当店を支払場所とする手形のお引受けにあたっては、支払地、支払場所などを明確に記入のうえ、記名捺印には、当店へお届けのご印鑑を使用してください。
- 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分は使用しないでください。
- 手形用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があった時は、当金庫所定の用紙によりただちに届出てください。
- 手形用紙は、当金庫所定の受取書に記名捺印（お届け印）のうえ請求してください。
- 自署によるお取引の場合は、記名捺印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。

以　上

## 小切手用法

- この小切手用紙は、当店における貴方名義の当座勘定に限り使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。
- 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも显示をうければ、支払うこととなりますからご承知おきください。
- 小切手のお振出しにあたっては、金額、振出日などを明確に記入し、記名捺印に際しては、当店へお届けのご印鑑を使用してください。なお、改ざんの防止のために消しにくい筆記用具を使用してください。
- （1）金額は所定の金額欄に記入してください。
  - 金額をアラビア数字（算用数字、1，2，3・・・）で記入する時は、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには※、★などの終止符号を印字してください。なお、文字による複製はしないでください。
  - 金額を文字で記入する時は、文字の間をつめ、壱、弐、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。
- 金額を誤記された時は、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正する時は、訂正箇所にお届け印を捺印してください。
- 小切手用紙の下辺余白部分（クリアーバンド）は使用しないでください。
- 小切手用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があった時は、当金庫所定の用紙によりただちに届出てください。
- 小切手用紙は、当金庫所定の受取書に記名捺印（お届け印）のうえ請求してください。
- 自署によるお取引の場合は、記名捺印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。

以　上